

訪問販売において、不当な取引方法により消火器の販売や薬剤の詰め替えの役務提供を行っていた事業者の情報を提供します。

平成 30 年 6 月 5 日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

事業者は、消費者の住居を訪問し、消火器薬剤の詰め替えの役務提供契約について、勧誘を行い、当該契約を締結した消費者に対し、虚偽又は不明確な事業者所在地を記載した領収証を交付していました。

この行為は、北海道消費生活条例第 16 条第 1 項で禁止する不当な取引方法であり、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることから、同条例第 17 条の 2 の規定に基づき、道民の皆様にご提供いたします。

1 事業者の概要（個人事業者）

氏 名 佐藤 洋一
使用している名称 大洋商会
所在地 札幌市東区北 44 条東 15 丁目*
取引形態 訪問販売
商品役務等 消火器の販売、薬剤の詰め替え
契約金額 約 3 千円～1 万 5 千円

※ 領収証に記載された住所であり、地番やビル名等の記載はありません。

2 情報提供する根拠

北海道消費生活条例第 17 条の 2

3 事業者の行った不当な取引方法

事業者名不明示、名称詐称（連絡先の不明示又は詐称）

【北海道消費生活条例第 16 条第 1 項に基づく同条例施行規則別表 5（3）】

事業者は、消費者と消火器薬剤の詰め替えの役務提供契約を締結し、代金を受け取る際に、消費者に領収証を交付したが、その書面に記載された事業者所在地は虚偽又は不明確なものであった。

事業者の行為は、消費者が事業者と連絡を取るための必要な所在地情報について、正確な情報を与えないことにより、クーリング・オフのはがきが届かなくなるなど、消費者に不当に不利益を与えることとなる契約を締結させるものである。

4 道内における消費生活相談の状況（平成 26 年度以降）

事業者に関する苦情相談件数（平成 30 年 5 月 31 日現在、道が把握しているもの。）

年度	26	27	28	29	30	計
件数	1	3	1	4	6	15

5 注意事項

事業者は、平成 30 年 5 月 21 日、北海道警察に逮捕されており、多数の消費者に中古の消火器を販売していたことが疑われています。事業者と消火器の契約を締結された方は次の事項に注意してください。

- 消火器が風雨にさらされる場所や湿気の多い場所等に設置されていないかを確認するとともに、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは、絶対に使用しない。
- 不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行わずに、回収を行っている事業者へ依頼する。特に、腐食が進んでいる加圧式の消火器は、容器破裂の危険性が大きいので、速やかに廃棄処理を依頼する。
- 別の業者が消火器を点検するなどと言って訪問し、「耐用年数が過ぎている」、「老朽化している」などと告げて、新たに消火器を販売することが考えられるため、消火器の購入にあたっては、必要性や機能などに十分注意する。

※消火器の取り扱いについて、消防庁のホームページをご参照ください。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/shokaki/atukai/index.html>

消火器の機能、安全性や処分方法については、お住いの市町村の消防署へお問い合わせください。また、販売方法や契約内容については、お住いの市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

問い合わせ先
環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
電話 011-204-5213

【参考】

○北海道消費生活条例（平成 11 年 10 月 15 日条例第 43 号）（抜粋）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（5）信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること

（重大被害防止措置）

第 17 条の 2 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに次に掲げる情報を提供するものとする。

- （1）当該事業者に係る不当な取引方法
- （2）当該事業者に係る商品又は役務の種類
- （3）当該事業者の氏名又は名称及び住所
- （4）その他必要な情報

○北海道消費生活条例施行規則（平成 12 年 3 月 24 日規則第 29 号）（抜粋）

（不当な取引方法）

第 3 条の 2 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。

別表

5 条例第 16 条第 1 項第 5 号の規定に該当する不当な取引方法

（3）事業者の氏名若しくは名称又は住所その他の連絡先について、消費者に対して明らかにせず、又は虚偽の内容を告げることにより、消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。